

第 25 回香川県新型コロナウイルス対策本部会議
第 4 回香川県経済・雇用対策本部会議 議事概要

日時 令和 2 年 8 月 31 日（月） 8 : 40 ~ 9 : 10

場所 県庁本館 12 階大会議室

議題 1 「9 月 1 日以降における催物（イベント等）の開催制限等について」

本部長（知事）から資料に沿って説明

資料 1 になるが、本県では、9 月 11 日（金）まで「感染警戒期」として、県民の皆様、事業者の皆様に対し、特措法に基づく各種の協力要請をしているところである。その中で、資料 1 の「3. 催物（イベント等）の開催」について、後ろに参考資料として、国の事務連絡を付けているが、この度、国の方で、分科会の議論を踏まえ、9 月 1 日以降の参加人数等の考え方が示されたので、本県においても、国の方針に沿って、催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について見直しを行うこととした。

詳細について、別添 7 をご覧いただきたい。イベントの開催制限については、国の方針で、現状の感染状況等から、当面 9 月末まで、現在の開催制限を維持することとし、屋内、屋外ともに 5,000 人以下の人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること、屋外にあっては人と人の距離を十分に確保できること、できるだけ 2 m の要件を継続することとする。

なお、国の事務連絡にもあるとおり、「9 月末までの感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、目安を見直す場合がある」とされていることから、本県においても同様の対応を検討することとしている。

また、10 月以後の取扱いについては、今後の国の方針を踏まえ、別途お示ししたいと考えている。

次に、別添 8 として、催物（イベント等）の開催に当たっての留意事項を付けており、内容等に変更はないが、改めて、イベント主催者及びイベントを開催する施設の管理者の皆様に対し、イベント等を開催する際には、ご覧のような感染防止対策を講じていただくようお願いする。

また、イベント参加者の皆様には、イベント主催者等からの協力依頼等についての御協力をお願いする。

なお、一番下にあるとおり、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が 1,000 人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、様式に沿って、県に事前相談していただくようお願いする。

以上で、私からの説明を終わるが、県民の皆様、事業者の皆様においては、「感染警戒期」における対策について、引き続きのご理解とご協力をお願いする。

議題2 「香川県新型コロナウイルス対策検証ワーキングチーム」及び「香川県新型コロナウイルスにかかる経済・雇用ワーキングチーム」報告書について」
事務局（健康福祉部次長及び政策部次長）から資料に沿って説明

本部長発言

この度の検証ワーキングチーム及び経済・雇用対策ワーキングチームの報告書を取りまとめていただいたメンバーの方々におかれては、ご苦労であった。

まず、一つ目の「検証ワーキングチーム」についてであるが、報告書にもあるとおり、県では、新たな流行シナリオ等を踏まえ、順次人員の増強をはじめ、PCR検査機器の整備やPCR検査センターの設置などにより検査体制を拡充するとともに、受入病床の拡充や宿泊療養施設の確保などの医療提供体制の充実強化を図ってきたところであり、現時点では、今後の感染拡大に備えた一定の体制は整備されていると考えているが、今後も引き続き体制を維持していくことが重要であり、この他にも、今回のワーキングチームの報告書で取りまとめられた保健所体制や衛生用品の確保などへの対応についても、順次、関係機関等と連携して、充実強化を図っていく必要があると考える。

また、先週28日の国の本部会議において、「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」について取りまとめられたが、これに示された今後の国の取組も踏まえ、県において対応すべきものについて検討を進めていただきたい。

本県では、国の「緊急事態宣言」等を受けて、緊急事態措置等を講じ、感染拡大防止に努めてきたが、一方で、社会経済活動に影響が生じたところもあることから、県民の皆様への安全・安心な生活の確保と社会経済活動の維持・回復の両立を目指して取り組んでいくことが重要である。

このため、前回の本部会議において、香川県対応方針を見直したところであるが、今後は、ワーキングチームの検証も踏まえ、見直した対策期の移行基準に基づく指標及び数値のモニタリングを継続し、県民の皆様への要請等を、適切なタイミングで実施していきたい。

次に、「経済・雇用ワーキングチーム」についてであるが、報告書にもあるとおり、県では、これまで、国の対策にも呼応しながら、事業の継続や雇用の維持、生活支援などに係る様々な給付施策等を実施してきたが、この度のワーキングチームにおいて、各種データや関係団体等へのヒアリング結果による分析、また、各種団体等からの要望も踏まえ、県民の雇用・生活を安定させ、感染症に強い社会・経済構造を構築し、県内経済の回復及び活性化を図っていくための、当面取り組んでいく対策と、中長期的に目指すべき方向性について、取りまとめられたところである。

県としては、引き続き、当面の対策としては、落ち込みの大きな業種を中心とした消費喚起の対策や雇用の維持に向けた支援などを積極的に行っていくことが求められる。

また、中長期的には、東京をはじめとする大都市等における感染拡大のリスクへの対応や新しい生活様式を実践していく中でのデジタル化への対応といった新たな視点も持って、施策の検討を進めていくことも考えていかなければならない。

いずれにしても、この度のワーキングチームの報告書を踏まえ、今後は、感染予防・感染拡大防止対策の充実・強化を図っていくとともに、県内経済・雇用の影響を的確に分析し、社会経済活動の維持・回復につなげていけるよう、各部局におかれては、当面必要となる対策について検

討していただくとともに、中長期を見据えた施策についても、全ての部局が知恵を絞って、検討を進めていっていただきたい。

議題3「前向きに頑張る事業者を応援する総合補助金について」

政策部長から資料に沿って説明

その他

教育長から資料に沿って説明

(学校における感染症予防対策ガイドラインの改訂について)

教育委員会から、学校における感染症予防対策ガイドラインの改訂について報告する。

教員委員会では、子どもたちの健やかな学びを最大限保障することを目指して、新型コロナウイルス感染症のリスクを低減するために学校運営上留意すべき事項を示した「学校再開時の感染症予防対策ガイドライン」を、本年5月に策定し、学校での感染症対策に取り組んでいるところである。

本ガイドライン策定から2カ月余りが経過し、学校再開時を想定した項目等を見直す必要があること、また、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改訂され、マスクの着用や消毒方法等に関する留意点の変更されたことなどから、この度、ガイドラインの一部を見直すとともに、名称を「学校における感染症予防対策ガイドライン」として、改めて各学校等に周知する。

今回の改訂のポイントは、熱中症のリスクを避けるため、屋外で人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すよう指導し、特に自分で判断が難しい子どもに対して積極的に声をかけること、日常の清掃活動に重点を置いた衛生環境の確保に一層努めること、消毒液とともに効果が確認された家庭用洗剤の使用も可とすること、学生寮における集団感染が頻発していることから、寮、寄宿舎における感染症予防対策を新たに加えたことなどである。

見直しを行ったガイドラインは、本日、各県立学校及び市町教育委員会に送付する。

引き続き、感染症対策と子どもたちの健やかな学びの保障の両立に取り組んでまいります。

本部長発言

その他に何かあるか。

特にないようなので、議事はこれにて終了する。